

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成27年6月10日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500021号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1500005号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

また、請求期間について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和46年9月1日から昭和48年4月1日まで

私は、昭和46年8月31日まで勤務していたB社(C社に商号変更後、解散)の事業主が設立したA社(現在は、D社)に同年9月1日からE職として勤務したが、同社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

B社で請求期間の厚生年金保険を継続していたことも考えられるので、記録管理の誤りも含め、調査の上、請求期間についてA社又はB社における厚生年金保険被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

D社の回答及び請求者が提出した関係協会の入会申込書の記載内容から、期間は特定できないものの、請求者がA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業所名簿検索システム及びオンライン記録によると、請求期間当時、A社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない上、D社も「請求期間当時、A社は適用事業所となっていなかった。」としている。

また、請求者は、請求期間においてB社で厚生年金保険を継続していたことも考えられるとしているところ、同社に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、請求者の被保険者資格喪失年月日は、昭和46年9月1日となっており、オンライン記録と一致する上、不自然な訂正等も見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、請求期間中にB社において厚生年金保険の被

保険者資格を取得した者はおらず、請求者が同社において被保険者資格を再取得した形跡は無い。

加えて、B社の元事業主に対し、請求者の請求期間における厚生年金保険の加入状況について照会したところ、当該元事業主の妻は、「F業を始める際に請求者をA社に移したが、厚生年金保険を辞めさせる理由が無いことから、B社で請求者の厚生年金保険を継続していたはずである。」旨回答しているものの、同社に係る資料は何も残っていないとしていることから、請求者の厚生年金保険の加入状況を確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。